

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (健康安全局) 1

規 則

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第19号）の施行期日は、平成22年5月19日とする。